仕　様　書

１．業務名

　令和７年度医療費データ等統計・分析業務委託

２．契約期間

　令和７年４月１日から令和８年３月１３日まで

３．目的

秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における被保険者の医療費等の経年変化及び健康診査結果の経年変化並びに要介護認定等の実態並びにそれらの相互の関係性・関連性を明確にすることで広域連合の被保険者が抱える健康・医療・介護の課題を把握し、さらに地域別に分析することにより第３期データヘルス計画に基づく保健事業の実施を効果的なものにする。

４．基本的な考え方

　本業務を実施するにあたっての基本的な考え方は以下のとおりとする。

（１）国が公開している資料等からの積極的な情報収集に努め、本業務に活用すること。

（２）高齢者の医療に確保に関する法律、同法に基づく保健事業の実施等に関する指針、「高齢者の特

　　性を踏まえた保健事業ガイドライン第３版」、「第３期データヘルス計画」等に沿った内容にする

こと。

（３）高齢者の健康・医療情報の動向や地域特性を把握し、分析及び課題の明確化を行うこと。

５．業務内容

　広域連合から、受注者に「６. 提供データ」に掲げる統計・分析用データを提供する。受注者は提供されたデータから、被保険者の健康・医療・介護に係る課題把握のため、次の（１）及び（２）に定める医療費統計・分析を行う（原則、全項目について、広域連合、市町村・二次医療圏別の統計・分析を行うこととする。）。なお、統計・分析の対象期間は、令和４年度から令和６年度までの３年間とする。

　医療費統計・分析により抽出された課題について、第3期データヘルス計画の目標を目指した保健事業の妥当性及び改善案などの検討を行い、次の（３）に定めるとおり、令和８年度保健事業案を広域連合との協議により作成する。

（１）統計

　　① 基礎統計

　　　　被保険者数、性別、年齢別、レセプト種別件数、一人当たり医療費等、秋田県後期高齢者医療

　　　保険における医療費等の全体像の統計及び分析。

　　② 医療費の３要素

　　　　一人当たり医療費の「一日当たりの医療費」、「一件当たりの日数」及び「一人当たりの件数（受

診率）」の３要素分解による統計・分析と、被保険者一人ひとりの医療費及び受診量（件数×日数）

の集計・階層化により、被保険者の医療費の動向や特性を把握。

　　③ 疾病別医療費統計

　　　　厚生労働省が定める疾病分類表「中分類・小分類」・「KDBシステムにおける生活習慣病」ごと

　　　の医療費・レセプト件数・患者数等の全体、男女別等の統計。

　　④ 高額なレセプトの疾病傾向

　　　　医療費が高額化している疾病のうち、予防可能な疾病を特定するため、高額なレセプトに着目

し、要因となる主要疾病の詳細な統計。また、年間医療費が高額な患者の実態を分析し、これら

を合わせて医療資源投入の大きい疾患を把握。

　　⑤ 受診の状況

　　　　重複受診（１か月間に同系の疾病を理由に３医療機関以上を受診）、頻回受診（１か月に１５日

　　　以上受診）、多受診（１か月に５か所以上の医療機関を受診）等の受診状況に関する詳細な統計。

　　⑥ 医療機関別の統計

　　　　医療機関別にレセプト数、医療費、診療日数、疾病ごとの診療状況、県内の医療資源の分布、

被保険者の受診行動における他市町村への流出を市町村ごとに把握。また、重複受診、頻回受診、

多受診の発生頻度と複合実態を把握。

　　⑦ 服薬の状況

　　　　患者の服薬全体について、服薬者数、薬剤費等を患者属性別、薬効群別、高齢者における主要

薬剤別及び地域別に把握。そこから、多剤服薬（１か月当たり１５剤以上）、重複投薬、薬剤併用

禁忌等の服薬状況に関する詳細な統計。

　　⑧ ジェネリック医薬品の普及状況分析

　　　　分析対象期間の普及率の金額ベース及び数量ベースでの統計。

　　⑨ 歯科健康診査の状況に関する統計

　　　　レセプトや歯科健康診査結果（※）から地域及び年代別に、口腔状態が不明な高齢者の分布を

把握。また、口腔状況が把握できる高齢者については、地域及び年代別に歯の喪失につながるリ

スクの高い、重症度の高いう蝕や歯周病による受診実態や平均残存歯数の推計値や他疾患との関

連性について把握する。

※管内市町村が有する歯科健康診査関連情報（紙媒体又はPDF等）をデータ化し、上記統計、

及び（２）分析に活用する。

（２）分析

　　① 統計の結果に関する分析

　　　　（１）で得た統計の結果から、令和４年度から令和６年度の数値で大きく変化があった統計項

　　　目について、その要因を詳細に分析。

　　② 健康診査結果の経年変化分析

　　　ア）主要な生活習慣病（高血圧症、糖尿病及び脂質異常症）の要因となる血圧、血糖及び脂質の

　　　　数値の変化を分析。

　　　イ）肥満及びフレイル予備群の変化を把握するため、BMI数値の変化、広域連合が実施する個別

　　　　保健事業との関連を分析。

　　③ 広域連合が実施する個別保健事業に関連した医療費・介護費等にかかる経年変化分析

　　　ア）高血圧症、糖尿病及び脂質異常症と関連疾病に関する分析。

　　　イ）人工透析及び関連疾病に関する分析。

　　　ウ）重複及び高齢者に慎重な投与を要する薬（ふらつき、転倒、嚥下障害等につながる副作用を

　　　　有する薬を含む）の処方実態及び服薬適正に関する分析。

　　　エ）平均自立期間が短い理由についての要因分析（疾病履歴、健診結果など）

　　　オ）健康状態不明者の入院を伴う医療や要介護認定リスクの分析

　　　カ）歯科健診データの医療介護などとの関連分析

　　　　・歯科健診データと医療費や介護費並びに要介護認定等と、受診実態（歯周治療、口腔機能向

上・専門的口腔ケア、補綴処置、う蝕治療など）・重症度等との関連性の分析。

　　　　・歯科健診受診者と非受診者の比較分析

　　　キ）骨折の把握に資する分析

　　　　部位別及び年齢階級別にみた加齢による骨折傾向の実態、骨折後のリハビリ受診の実態分析し、

骨折と低栄養・多疾病（骨粗鬆症、認知症等）、フレイル、薬剤との関連を分析。

　　④ 介護状況の認定

　　　ア）要介護認定レベル別人数及び給付費用の実態分析

　　⑤ ②、③及び④の関係性（介護に至る要因等）の分析

　　　ア）③の要因分析における②の関係性の分析

　　　イ）③の要因分析における④の関係性の分析

　　　ウ）上記について、市町村・二次医療圏別分析

　　⑥ その他、広域連合の被保険者が抱える健康課題等の把握に効果的な分析

ア）地区別の健康課題把握の地図上での視覚化等

⑦ 現状分析結果と健康課題等

ア）①～⑥の内容を踏まえた市町村・二次医療圏別の傾向と重点課題を分析

イ）市町村・二次医療圏別の重点施策案についての検討

（３）第３期データヘルス計画進捗状況に応じた改善案の検討

　　広域連合で管内市町村より収集されたデータヘルス計画の令和６年度のアウトカム・アウトプット

　指標の達成状況と、本調査の結果から、第３期データヘルス計画中間評価・最終目標達成に向けた取

り組みの優先度や改善案等を考察する。

（４）報告会の実施

　　① 広域連合向け統計・分析結果報告会

　　　実施時期は令和7年１１月を目安とし、実施方法は広域連合と協議の上で決定する。

　　② 市町村向け統計・分析結果報告会

　　　実施時期は令和７年１１月以降、実施方法は広域連合と協議の上で決定する。

６．提供データ

　広域連合から受注者に提供するデータについては、以下のとおりとする。

（１）統計・分析用データ

　　① 被保険者のレセプトに関するデータ（令和４年４月～令和７年３月診療分）

　　　 ＊分析に必要なデータの種類については、委託者と協議のうえ決定

② 被保険者マスタ

③ 健康診査結果ファイル（令和４年４月～令和６年３月受診分）

④ 被保険者の要介護度や初回要介護度など介護に関する情報（令和４年４月～令和７年３月分）

⑤ 後期高齢者医療概況（平成２９年度～令和６年度分）

⑥ 自治体の有する歯科健康診断に関する情報・データ

⑦ 広域連合で取りまとめた自治体のデータヘルス計画目標値の達成状況に関する集計データ

⑧ その他、広域連合が必要と認めるデータ

７．作成物及び納品方法、納入期限

（１）作成物及び納品方法

　　以下について、資料紙媒体で３５部・電子媒体（PowerPoint及びExcel形式でCD-R又はDVD-R

に格納。）で１部納品すること。

　　① 統計・分析結果報告書

（２）納品期限

　　統計・分析結果報告書：令和８年３月１３日（金）

８．個人情報の保護

　個人情報の取扱いについては、十分留意し、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様である。

なお、上記作業体制について書面（別紙１）により、委託者に報告すること。

９．セキュリティ体制

　データの受渡し方法等、作業場所のセキュリティ対策については、以下のとおりとすること。

（１）データの受渡し

本業務に使用するデータは、パスワードを設定した上で、セキュリティ便を用いて受渡しすること。

（２）作業場の分割

データ入力を行う場所、業務サーバーを設置している場所を分けて管理すること。

（３）入退管理の徹底

各作業場への入室には、指紋認証などの入室制限を行い、予め登録している者だけが作業できるよ

うにすること。

（４）データの持ち出しの禁止

私物の持込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。

（５）保管場所の施錠

受領したデータは、保管庫に入れて施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた

状態で管理すること。

（６）情報セキュリティの認証取得

受注者はISMS認証又はプライバシーマーク（Ｐマーク）を取得していること。

１０．契約後のスケジュール（予定）

令和７年６月中旬 　統計・分析用データの受渡し

令和７年１０月下旬 　統計・分析結果報告書一次案（速報値）納品

令和７年１１月以降 　統計・分析結果資料報告会実施

令和７年１１月末日 　統計・分析結果報告書二次案（修正案）納品

令和８年３月１３日 　統計・分析結果報告書（完成版）納品

１１．その他

（１）業務委託契約の締結後、成果品納入までの作業スケジュールを速やかに提出すること。

（２）広域連合が開催する会議、その他打ち合わせ等へ参加すること。

（３）成果品納入後に実施する、対象者・対象除外者の確認等の検査において、成果品に補正が必要な

場合は遅滞なく当該補正を行うこと。

（４）本業務で作成されたデータの著作権は、広域連合に帰属する。

（５）本仕様に定めのないことや本仕様に疑義が生じた場合は、契約者双方が協議して決定する。